



南九州市 空き家等活用支援事業補助金

南九州市は、地域住民や民間団体による空き家の活用と移住定住を促進する取組を支援します。

地域に残された空き家を『有効な資源』として活用しようとする自治会等の活動を支援し、交流人口の拡大や移住定住の促進による地域の活性化を目指します。



例えば・・・

移住希望者向けの賃貸住宅、お試し居住用住宅、シェアハウス、交流施設 etc

補助の内容

空き家等の改修経費の2/3 (上限200万円)

※30万円以上の改修経費が必要です。
※ただし、住宅設備機器、家具、電化製品、調度品等の購入費用などは補助対象として扱いません。

対象団体

- 地区公民館
- 自治会
- 特定非営利活動法人 (NPO法人)

対象となる空き家

- 6月以上継続して居住者のいない空き家
- 改修後は5年以上交流拠点施設等※として活用すること

※交流拠点施設等とは

住民や地域間の交流、移住定住を促進するための移住体験、移住者向けの賃貸を目的とした施設等

対象工事

- 市内事業者への請負工事
- 補助対象者が直接行う工事

【工事内容】

- 台所、浴室、便所、洗面所等のリフォームに係る工事
- 居室等の内装若しくは外壁等のリフォームに係る工事
- 屋根の葺き替えに係る工事

その他

- ✓ 事業を行う空き家等と敷地は自己所有、又は所有者と貸借契約を締結すること。
- ✓ 住民や地域間の交流、移住者向けの賃貸住宅又は居住体験等を目的とすること。
- ✓ 他の補助金の対象でないこと。

お問い合わせ

企画課企画係

電話：0993-83-2511 FAX：0993-83-4469

みな、みりよく！



南九州市